

平成21年10月14日

県医師会長 殿

健康増進課長

新型インフルエンザに係るクラスターサーベイランスの体制変更について

標記サーベイランスについて、現在本格的な流行期に入ったこと等から重症化しやすい者等の集団発生を把握する体制へと変更し、医師が学校等における集団発生を探知した際の報告は終了することとなりました。

今後は、下記事例を探知した場合に限り、最寄りの保健所へ連絡して下さるよう貴会員へ周知をお願いいたします。

記

・医療機関の施設長は、入院患者（インフルエンザによる入院患者以外）、職員等において、7日以内に、一つの集団（同じ病棟、同じ階等）内で10名以上がインフルエンザの診断がなされた場合（簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く）。

連絡先

健康増進課 感染症保健係

担当 鶴園

直通 099-286-2720

クラスター（集団発生）サーベイランス**第1 目的**

インフルエンザについて、放置すれば、重症化しやすい基礎疾患を有する患者等に感染拡大の可能性のある集団的な発生を継続的に把握する。

第2 実施の概要

インフルエンザの罹患により、重症化しやすい基礎疾患を有する患者等に感染拡大の可能性のある集団発生の把握

1 保健所は、医療機関、社会福祉施設等におけるインフルエンザの集団的な発生が疑われる事例について、それらの施設長等からの連絡により把握する。

(1) 医療機関の施設長等からの連絡

医療機関の施設長等は、入院患者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、医師によりインフルエンザと診断された場合、保健所に連絡する（別紙1参照）。

(2) 社会福祉施設等の施設長等からの連絡

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、インフルエンザと診断された場合、保健所に連絡する（別紙2参照）。

（参照）

- ・ 平成21年10月8日厚生労働省健康局結核感染症課/雇用均等・児童家庭局総務課/社会・援護局福祉基盤課/社会・援護局障害保健福祉部企画課/老健局総務課 事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について」

2 上記に関わらず、医療機関・社会福祉施設等の施設長等は、発症者の人数を問わず公衆衛生対策上必要な相談は、適宜、保健所に行う。

（参照）

- ・ 平成17年2月22日厚生労働省健康局長/医薬食品局長/雇用均等・児童家庭局長/社会・援護局長/老健局長 事務連絡「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

3 連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行う。

- 4 現在のインフルエンザの流行状況等に鑑み、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生であることを確認するためのPCR検査は原則実施する必要はないが、地域におけるインフルエンザの流行状況等に鑑み、都道府県等の判断で、PCR検査を実施することは差し支えない。

第3 厚生労働省に対する報告について

- 1 都道府県等は、次に掲げる情報を、1週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。
 - ・ 第2の3で把握したインフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生に係る情報
- 2 1の報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

第4 実施時期

原則として、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が収束するまで、実施する。その具体的な時期については、おって連絡することとする。

第5 その他

- 1 第2の4の検査を実施し、新型インフルエンザ（A/H1N1）が陽性であった場合、地方衛生研究所は、感染症サーベイランスシステム（NESID）の「病原体検出情報システム」における病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録する。
- 2 第2の4で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。

医療機関におけるクラスターサーベイランスの流れ

＜目的＞医療機関でのインフルエンザの集団発生を探知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

医療機関の施設長等

医療機関の施設長等は、入院患者（インフルエンザによる入院患者以外）、職員等において、インフルエンザ様症状（※1）を呈する者の発生後7日以内に、一つの集団（クラスター）内にその者を含め10名以上が、インフルエンザの診断がなされた場合は、保健所に連絡する。（※2、※3）

迅速な連絡

- ※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
 - ・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
 - ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳
- ※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。
- ※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

保健所

保健所は、医療機関の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

医療機関の施設者等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

迅速な対応

保健所は、医療機関での感染防止対策実施状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じるよう指導する。

- ① インフルエンザ様症状を呈する患者からの感染防止対策の徹底
- ② インフルエンザ様症状を呈する職員等に対する外出自粛の要請等
- ③ 接触歴のある患者・職員に対する検温、症状聴取の開始、マスク着用の指導
- ④ 臨時休業検討の相談等

医療機関の施設長等